

**元外国籍であることのみを理由としてゴルフクラブへの入会を拒否された事例**

【文献種別】 判決／名古屋高等裁判所

【裁判年月日】 令和5年10月27日

【事件番号】 令和5年（ネ）第487号

【事件名】 慰謝料請求控訴事件

【裁判結果】 請求一部認容

【参照法令】 憲法14条、国際人権規約B規約26条、人種差別撤廃条約、民法709条

【掲載誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25596228

神奈川大学准教授 上北正人

**事実の概要**

X（原告・控訴人）は、1974年生まれの日本人であり、訴外会社Aの代表取締役を務める者である。Xは、かつては韓国籍であったが、2018年10月19日、日本に帰化した。Xは、日本で生まれ育ち、現在も日本で生活している。

他方、Y（被告・被控訴人）は、Bという名称のゴルフ場（以下「本件ゴルフ場」という。）の運営等を行う権利能力なき社団である。Yの会員規約では、その目的を「ゴルフを通じて（中略）内外人間の友誼と国際親善の増進を図る」こととし、正（準）会員となるためには「正会員2名の紹介を得て入会の申込みをなし、理事会の承認を得る」必要があるとされている。さらに、運営においては、「役員を置き総会において正会員中より選任する」こととし、その「役員はすべて名誉職とする」とされていた。くわえて、Yの理事会には外国籍（元外国籍を含む。）の会員数に上限を設け、その枠に空きが出た場合にのみ新規の外国籍の者の入会を認める申合せ（以下「本件申合せ」という。）がある。なお、現在の会員数は約1500名であり、本件ゴルフ場においては、国民体育大会のゴルフ競技や中部地方の選手権競技を中心に、複数の選手権競技が開催されている。

2022年2月16日、Xは、入会申込書、戸籍抄本等（以下「本件書類一式」という。）を提出して、Yへの入会申込みを完了したが、同月20日にYの従業員であるCから、同月23日にはD常務から、本件申合せを理由にYへの入会が認められない旨、電話で説明をうけ、同月25日頃には、本件書類一式がXに返送された。同年3月22日、

XはYに対し、内容証明郵便による通知書により、入会拒否について謝罪を求めるとともに、精神的苦痛を被ったとして慰謝料300万円を請求した。そこでYはXに対し、同年4月27日付け回答書をもって、前記通知書に関して、同月24日に開催した理事会において原告の入会を不許可とする決定に至ったこと、本件入会拒否は国籍によるいわれなき差別には当たらない旨を回答した。

そこで、Xが元外国籍であることを理由に入会を拒否されたことにより精神的苦痛を被ったと主張して、Yに対し、慰謝料等（330万円）および遅延損害金の支払を求めて訴えを提起した。

第一審は、Yの閉鎖的・私的団体としての性格と、Xが会員となれないことにより被る不利益の程度とを総合考慮のうえ、請求を棄却。Xが控訴。

**判決の要旨**

「日本は、人種差別撤廃条約の締約国であるところ、（中略）人種差別撤廃条約の各規程は、その文言等に照らすと、締約国に対し、同条約の規定を裁判規範として国内の私人間に直接適用することまでを義務付けたものと解することはできないが、日本が、人種差別撤廃条約への加入に際して、同条約4条（a）及び（b）の規定に当たり、憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する旨の留保を付しているものの、同条約2条、5条によれば、他の締約国に対する国際法上の義務として、各規定の趣旨を立法及び既存の国内法の規定により国内において実施すべき義務を負うから、不法行為法

上の違法性の判断においても、人種差別撤廃条約の規定の趣旨を踏まえて解釈することが相当である。

以上によれば、本件入会拒否が不法行為に当たるか否かについては、憲法 14 条 1 項、国際人権規約 B 規約 26 条、人種差別撤廃条約の規定の趣旨を踏まえて、私的自治の原則や被控訴人の結社の自由と抵触しないように適切な調整をしながら、社会的に許容し得る限度を超える違法なものといえるか否かを判断するのが相当である。」

「被控訴人においては、会員となるためには理事会の承認を得る必要があり、会員権を第三者に譲渡する際にも理事会の承認を得る必要があること、総会において正会員の中から選任された役員が原則として無報酬で被控訴人の運営を行うことからすれば、会員による自主的な運営が行われている閉鎖的で私的な団体としての側面を有するものの、他方、会員数が約 1500 名に及び、新たに 200 口の新規会員を広く募集しており、本件ゴルフ場では全国規模の大会も開催されていたことに加えて、今日、ゴルフが一般的なレジャーの一つとなり、ゴルフクラブが親睦の場にもなっていることが顕著な事実であることからすれば、ゴルフクラブは、一定の社会性をもった団体であるといえる。そうすると、被控訴人は、結社の自由、私的自治の原則によって、自らの運営について相当広範な裁量権を有するものではあるが、いかなる者を会員にするかという点について、完全に自由な裁量を有するとまでいうことはできず、その裁量権には一定の限界が存在すると解すべきであり、その裁量権を逸脱した場合には社会的に許容し得る限度を超えるものとして、違法と評価されると解される。

そして、弁論の全趣旨によれば、本件申合せは、外国籍の会員が多くなると一般的に生活様式や行動様式、習慣、慣習等が日本人と異なることから、設立当初の雰囲気が変わってくるため、そうすることがないようにすることであると認められるところ、本件申合せが本件会員規約 2 条において被控訴人の目的として掲げる『内外人間の友誼と国際親善の増進を図ること』と整合性があるのか疑問であるし、今日の社会通念の下で合理性を見出し得るのかについても疑問がある上、少なくとも日本で生まれ育ち、日本で長年社会生活を営んでいる上、日本国籍も取得している控訴人との

関係では、本件申合せによって入会を拒否することに合理的な理由があるとは言い難く、控訴人の入会による被控訴人の結社の自由ないし構成員選択の自由の制約という不利益の程度は比較的小さいものといえる。

他方、本件入会拒否による控訴人の被った不利益は、被控訴人の正会員として本件ゴルフ場でプレーすることや被控訴人の主催する競技会に参加することができないというだけでなく、控訴人が長年在日韓国人として様々な偏見や差別的取扱いを受けながら日本において生活し、家族を持ち、会社を経営するなど社会的活動を行い、平成 30 年 10 月に帰化したという生い立ちと境遇等を踏まえると、元韓国籍であることを理由に入会を拒否されたことは、控訴人の人格権ないし人格的価値に対する侵害としての側面も有すると言わざるを得ない。前記認定説示のとおり被控訴人が一定の社会性をもった団体であることからすれば、その入会が許されるか否かについては、不特定多数の者を対象とする活動として人種差別撤廃条約 1 条 1 項の『公的生活』に当たると解されるところ、控訴人は、元韓国籍であることを理由に本件入会拒否をされたのであり、前記認定説示のとおり、その差別的取扱いには合理的な理由がないのであるから、本件入会拒否は、合理的な理由のない差別として憲法 14 条 1 項、国際人権規約 B 規約 26 条に反するだけでなく、控訴人の民族的出身に基づいて公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を享有し又は行使することを妨げる効果を有するものとして人種差別撤廃条約 1 条 1 項所定の『人種差別』に当たるといわざるを得ない。民法は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として解釈しなければならない(同法 2 条)から、本件入会拒否が、憲法 14 条 1 項、国際人権規約 B 規約 26 条に反するだけでなく、人種差別撤廃条約 1 条 1 項の『人種差別』に当たるといわざるを得ないことは、私人間における不法行為法上の違法性の有無において考慮されるべきものであり、本件入会拒否による控訴人の被侵害法益が被控訴人の会員として本件ゴルフ場でプレーするという法的利益だけでなく、人格権ないし人格的価値であるのに対し、控訴人の入会による被控訴人の不利益の程度が比較的小さいことからすれば、被控訴人においては、外国籍(元外国籍を含む。)の者の入会を一切認めないというのでは

なく、外国籍の者の会員数に上限を設けているというものであったこと、弁論の全趣旨によれば、現在においても外国籍の者の入会を認めていないゴルフクラブも相当数存在することが認められることを踏まえても、本件入会拒否は、被控訴人の構成員選択に当たっての裁量権を逸脱した社会的に許容し得る限度を超えた違法なものといわざるを得ない。」

## 判例の解説

### 一 本判決の意義

本判決は、外国籍であることを理由にゴルフクラブへの入会拒否が民法709条の規定する不法行為を構成するか否かの判断にあたって、憲法14条が保障する原告の平等権、国際人権規約B規約26条および人種差別撤廃条約と憲法21条による被告の結社の自由との調整の在り方が争われたケースである。これに対して裁判所が、入会拒否により原告が被る不利益の大きさと入会拒否が認められないことにより被る被告の不利益の程度との比較考量により、当該入会拒否がYに保障された結社の自由の一内容たる構成員選択における裁量権から逸脱したものか否かの判断をしている点に意義を認めることができよう。さらに、本件入会拒否により、単に本件ゴルフ場においてプレーするという法的利益のみならず、Xの人格権ないし人格的価値が侵害されたものと評価している点は、この種の裁判例において初めてのことであり、看過されるべきではなかろう。

### 二 先例・学説

本件と同様の事例に関する裁判例はこれまでも散見される。まず、日本国に帰化したXが、Yの株主にその会員資格を与えるゴルフクラブに正会員として入会することを目的にYの株式を取得し、ゴルフクラブへの入会と株式の名義変更を求めたところ、帰化した元外国人については、帰化後相当年限を経過しない者は正会員にはなれない旨の規程を理由に、入会と名義変更が拒絶された事案に関する①東京地判昭56・9・9判時1043号74頁（請求棄却）、あるいは、日本で生まれ育った外国籍のXが、自らが代表取締役を務めるA社とYが経営するゴルフクラブとの法人会員契約において、Yに対して自らをプレー権に制約のある

プレーイング・メンバーからそうした制約のない登録者に変更を求めたところ、日本国籍を有しないことを理由に拒絶された事案に関する②東京地判平7・3・23判時1531号53頁（請求一部認容）、さらには、日本で生まれ育ったXが、Aが経営する株主会員制ゴルフクラブYの会員権につき、Aの株式を取得したとして、その名義書換を請求したところ、「外国人の入会は当分の間制限する」とのYの理事会決議に基づき、それが拒否された事案に関する③東京地判平13・5・31判時1773号36頁（請求却下・請求棄却）およびその控訴審である④東京高判平14・1・23判時1773号34頁（控訴棄却）があり、さらに本件の第一審である⑤津地四日市支判令5・4・19（公刊物未登載、LEX/DB25595244）（請求棄却）がある。

これらの裁判例においては、「三菱樹脂事件」の最高裁判決<sup>1)</sup>が示した判断枠組みに依り<sup>2)</sup>、憲法14条による法の下での平等が、私人間の法律関係に直接適用されるものではないことを前提に、私人間の権利の調整については、原則として私的自治に委ねられるものの、ゴルフクラブによる構成員の選択が個人の基本的な自由や平等に対する侵害となるような場合には、その侵害の態様・程度が憲法の規定の趣旨に照らして社会的に許容しうる限度を超えるか否かにより判断されている点で概ね共通しているように思われる（上記③および④では、より結社の自由を重視する姿勢が見受けられる。）。)

一方で、いずれの事件も外国籍であることのみを理由にゴルフクラブへの入会が拒否されたものでありながら裁判の結果は分かれており、判断プロセスが不明瞭であるとの誹りは免れない。この点、茂木は、株主会員制ゴルフクラブと通常のゴルフクラブとに類型化し<sup>3)</sup>、通常のゴルフクラブについて、会員権市場が形成され、ゴルフクラブに一定の社会性が認められる点に株主会員制ゴルフクラブとの差異を認めて、判決結果のばらつきを説明する<sup>4)</sup>。あるいは、山本は、③判決について、そこでの「侵害の態様・程度が憲法の規定の趣旨に照らして社会的に許容しうる限度を超える」か否かの判断が不透明である点を批判し<sup>5)</sup>、利益衡量の構造化を提唱する<sup>6)</sup>。つまり、そこでの利益衡量にあたっては、保護義務論に立脚し、過小保護の禁止と過剰介入の禁止の枠組みにおいて判断されるべきであるとする。つまり、過小保護の禁

止においては、平等権侵害により原告が入会拒否により被る不利益の程度と平等権の重要性が、過剰介入の禁止においては、入会を認めることによりYが被る不利益の程度とYが行使しようとする結社の自由の重要性が、それぞれ判断されるべきであるという<sup>7)</sup>。あるいは、大村は上記裁判例を分析し、これらの「判決が示唆していた公開性・公共性の考え方を拡張して『平等取扱原則』を公序として指定すること」<sup>8)</sup>を提唱する。つまり、「不特定多数の人々と関係を持つ団体や事業者は、これらの人々に対する平等な取扱いを要請される」というのである<sup>9)</sup>。そのうえで、「一般からのアクセスを避ける方策がとられていたり、交渉拒絶に正当な理由がない限りは、私法的な意味でも、公共性・公開性が求められると考える」とする<sup>10)</sup>。

### 三 本判決に対する若干の評価

本判決においては、本件入会拒否の決定が不法行為を構成しうるか否かの判断にあたり、Xの被る不利益の程度とYにおいて入会拒否が認められないことにより被る不利益の程度を比較考慮して判断されている点が特徴的である。この判断枠組みは、山本の提唱する過小保護の禁止および過剰介入の禁止の枠組みとその発想を同じくしているように見受けられる。さらに、Yの結社の自由の重要性の判断において、本判決が本件ゴルフクラブに「社会性」を認め、Xの入会によるYが被る不利益が小さいものであると判断した点は、山本による「ゴルフクラブの目的・性質をどう規定し、そこにどの程度の重要性を認めるかがポイントとなっている」<sup>11)</sup>との指摘、あるいは大村のいう「平等取扱原則」とも軌を一にするもののように思われる<sup>12)</sup>。さらに敷衍すれば、団体の社会性あるいは公開性が強まればそれだけ、入会を希望する者の入会に対する合理的期待が高まるものと考えられる。そうした団体において入会拒否がなされた場合には、入会への合理的期待に対する侵害をもって不法行為と捉えることも可能となりえよう。もっとも、団体が外国籍の者を排除する規約や役員会での議決を公表することによって「社会性・公開性」を失わせようとするべきでないことは当然、そうした規約や議決が公表されていることにより、入会への期待を抱くべきではないとの主張も認められるべきではない<sup>13)</sup>。

最後に、本判決が本件入会拒否を憲法14条お

よび国際人権規約B規約26条に反する「合理的な理由のない差別」であるとしたのに加えて、人種差別撤廃条約1条1項所定の「人種差別」に当たるとするが、特に後者につき、このことは「私人間における不法行為法上の違法性の有無において考慮されるべき」であるとした点をいかに理解すべきかについては検討を要する。ここでは、人種差別撤廃条約が私人間の法律関係にいかなる効力を有するのか（本判決は直接適用を否定する。）という問題と同時に、本判決は、「合理的な理由のない差別」と「人種差別」によってXの人格権・人格的価値の侵害を惹起するとするが、ここでのその実質をいかに理解すべきかが問題となろう。本判決が、「本件入会拒否をされたことで、プライドをひどく傷つけられたと感じることは、無理からぬものである」り、また、自らが周囲の者に「元韓国籍であることを伝えざるを得ない状況になったことによっても精神的苦痛を受けたといえる」としていることからすると、裁判所としては名誉感情あるいはプライバシー権をその内実と捉えていることが窺える。ただ、人種差別等により侵害される法益、とりわけ当該民族の出身者としての尊厳の受け皿として、名誉感情やプライバシーで十分であるのかについてはなお検討を要するよう思われる。

#### ●—注

- 1) 最判昭48・12・12民集27巻11号1536頁。
- 2) ①判決においては、明示的に三菱樹脂事件が参照されている。
- 3) 茂木明奈「契約法における平等処遇の要請」法学政治学論究96号(2013年)48～49頁、51～52頁。
- 4) 茂木・前掲注3)51～52頁。
- 5) 山本敬三「判批」判時1794号(2002年)172頁。
- 6) 山本・前掲注5)172頁。
- 7) 山本・前掲注5)173頁。
- 8) 大村敦志『他者とともに生きる——民法から見た外国人法』(東京大学出版会、2008年)122頁。
- 9) 大村・前掲注8)122頁。
- 10) 大村・前掲注8)122頁。
- 11) 山本・前掲注5)175頁。
- 12) 茂木が、「当該財および役務の一般への流通性如何、そして対象となる財および役務の必要性如何により、平等処遇の要請される範囲の限界ラインが流動的になりうる」と指摘しているのも、同様の着想に基づくものと考えられる(茂木・前掲注3)60頁)。
- 13) 山本・前掲注5)173頁も同趣旨のものと考えられる。